

宇都宮大学大学院教育学研究科教育職員免許取得プログラム取扱要項

研究科委員会決定 平成19年10月24日

一部改正 平成27年3月20日

(趣旨)

- 1 この要項は、宇都宮大学大学院教育学研究科細則第4条の2第2項の規定に基づき、大学院教育学研究科学校教育専攻の学生に教育職員免許状の取得の所要資格を得させることを目的としたプログラム（以下「教育職員免許取得プログラム」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(申請資格)

- 2 教育職員免許取得プログラムの受講を申請することができる者は、大学院教育学研究科学校教育専攻の入学者選抜試験に出願した者とする。

(申請)

- 3 教育職員免許取得プログラムの受講を申請する者は、教育職員免許取得プログラム受講申請書を入学願書出願期間の末日までに、入試課に提出しなければならない。

(選考及び許可)

- 4 前項の申請に基づき、大学院教育学研究科学校教育専攻の入学者選抜試験に合格した者のうちから、教育職員免許取得プログラム運営チームが申請者の所属予定の分野・領域の意見を聞いて書類審査等により選考を行い、研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

(受講の取消)

- 5 教育職員免許取得プログラム受講者は、教育職員免許取得プログラムの受講を中止することとなった場合には、あらかじめ教育職員免許取得プログラム運営チーム及び指導教員の承認を得て、教育職員免許取得プログラム受講取消申請書を修学支援課に提出しなければならない。この場合において、教育職員免許取得プログラム受講のために長期履修が認められている者については、長期履修の変更手続きをとらなければならない。

附 則

この要項は、平成19年10月24日から施行し、平成20年度入学生から適用する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。